

神奈川県内広域水道企業団告示第1号

神奈川県内広域水道企業団情報公開条例（平成15年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条及び神奈川県内広域水道企業団個人情報保護条例（平成18年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の規定により、平成30年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況を公表する。

令和元年6月25日

神奈川県内広域水道企業団企業長職務代理者
神奈川県内広域水道企業団副企業長 土井一成

1 情報公開条例の運用状況

(1) 実施機関（企業長、監査委員及び議会）の運用状況

(ア) 開示請求の状況

平成30年度は、請求件数9件、請求文書件数23件であった。

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
請求件数	1	16	45	245	201	302	233	144	54	11	9
請求文書件数	1	36	86	382	357	387	655	341	132	21	23

(イ) 請求のあった公文書

請求のあった公文書23件のうち、企業団発注工事等に係る入札・契約関係文書11件、その他12件であった。

(ウ) 開示決定等の状況

請求文書件数	処理状況（件）			
	開示	部分開示	不開示	処理中
23	12	11	0	0

(エ) 不服申立ての状況

不服申立て件数	処理状況 (件)				
	認容	却下・棄却	答申	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0

(2) 情報公開条例第30条第1項の規定に基づく出資法人（神奈川広域水道サービス株式会社）の情報公開制度運用状況（※）

(ア) 開示の申出の状況

申出件数	申出人数	申出文書件数
0	0	0

(イ) 開示の申出に対する回答の状況

申出文書件数	処理状況 (件)			
	開示	部分開示	不開示	処理中
0	0	0	0	0

(ウ) 異議の申出の状況

異議申出件数	処理状況 (件)				
	申出を認めた	申出を拒んだ	回答	取下げ	処理中
0	0	0	0	0	0

※ 平成31年2月25日、企業団が保有する神奈川広域水道サービス株式会社の株式の全てを民間出資者に譲渡したため、情報公開条例第30条第1項の規定における出資法人ではなくなった。

2 個人情報保護条例の運用状況

(1) 自己情報の開示請求等の状況

(件)

年 度	開示請求 (簡易開示を 除く)	簡易開示 (※)	訂正請求	利用停止請求
2 1	0	6	0	0
2 2	0	9	0	0
2 3	0	3	0	0
2 4	0	1	0	0
2 5	0	2	0	0
2 6	0	7	0	0
2 7	0	2	0	0
2 8	0	6	0	0
2 9	0	6	0	0
3 0	0	0	0	0

※個人情報保護条例第24条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求ができる保有個人情報として定められた職員採用試験の結果を開示したものである。

(2) 個人情報取扱事務登録の状況 (年度末)

(件)

登録の別		実施機関		
		企業長	議会	監査委員
2 1年度		5 0	1 4	1 2
2 2年度		5 2	1 4	1 2
2 3年度		5 1	1 4	1 2
2 4年度		5 4	1 4	1 2
2 5年度		5 5	1 4	1 2
2 6年度		5 5	1 3	1 2
2 7年度		5 6	1 3	1 2
2 8年度		5 8	1 3	1 2
2 9年度		5 8	1 3	1 2
3 0年度		5 8	1 3	1 2
登30 録年 内度 訳	新規	0	0	0
	変更	0	0	0
	抹消	0	0	0

3 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の状況

(1) 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

神奈川県内広域水道企業団情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合した神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、平成30年度も平成29年度に続き開催がなかった。

(2) 諮問及び答申の状況

平成30年度は、審査会に対し諮問を行い、審査会の答申を求める案件はなかった。なお、平成28年度までにおける審査会に対する諮問及び答申の状況は、次のとおりである。

【審査会からの答申で、諮問の内容が適当なものと認められた件数】

案 件	実施機関	企業長	議会	監査委員
1 個人情報保護条例第4条関係 (取扱制限適用除外)		8 (1)	2	1
2 個人情報保護条例第6条第3項第6号、 第5項関係 (本人外収集)		1 2	3	3
3 個人情報保護条例第6条第3項第6号、 第5項関係 (本人外収集に係る本人非通知 (類型))		4	4	4
4 個人情報保護条例第7条第1項第4号、 第2項関係 (目的外利用・提供)		5 (1)	4 (1)	4 (1)
5 個人情報保護条例第7条第1項第4号、 第2項関係 (目的外利用等に係る本人非 通知 (類型))		4	4	4
6 個人情報保護条例第8条第2項関係 (オンライン結合)		2	1	1

注1 件数のうちカッコ内は、意見付で了承されたもので内数

注2 表中1から6は、個人情報保護審査会における諮問件数である。